

件名	上海トップセールスに併せた中国・上海市への県産モモ輸出について
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年8月10日、知事が駐日中華人民共和国大使館を訪問し、上海万博の成功を祈念し、本県産モモの中国への特別輸出について、駐日大使に協力を要請。 ○ 平成22年7月23日、知事の要請を受け、上海市桃研究所に中国の検疫当局から輸入許可証（「植物検疫許可証」）が発行され、初の本県産モモの特別輸出が可能となった。
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別輸入許可の内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 生産地：日本山梨県 ② 産地農協：JAフルーツ山梨、JAふえふき、JA巨摩野 ③ 品 種：白鳳、浅間白桃等 4品種 ④ 数 量：500kg（5kg出荷箱で100箱） ○ 輸出に向けた手続き <ul style="list-style-type: none"> 平成22年7月28日（水）収穫、選果、植物検疫審査 7月29日（木）通関手続き、航空便で上海浦東空港 ○ 特別輸出したモモについては、知事のトップセールスにおいて披露する。 ○ 今回特別輸出するモモは、研究用として上海市桃研究所が使用することになる。この研究所の取り組みを通じ、本県産のモモの高品質さや食味の良さを伝え、将来の輸入解禁に向け「果樹王国やまなし」の認知度向上を図ることが出来る。
参考	<p>〈中国への日本産果実の輸出について〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本産果実は輸入禁止品目という扱いではないが、初めて中国に輸出する果実は、有害生物リスク評価を経て、国家間で検疫議定書を締結しなければ輸出できない。 <ul style="list-style-type: none"> （2000年1月1日施行 「輸入果実検疫管理弁法」） （2003年3月1日施行 「輸入植物及び植物産品リスク分析管理規定」） ○ 現在、日本からの生鮮果実で輸出が認められているのは、「リンゴ」と「ナシ」の2品目のみであり、その他の果実については、前例がないため輸出ができないとされている。 ○ 日本政府は、モモ、ブドウなどの品目も輸出が可能となるよう、中国政府と植物検疫協議中。

【問い合わせ】

農産物販売戦略室直通 055-223-1603